A 1 2 3 4 5 6 M 8 9 10 11 12 13 14 15 B 17 18 19
4 5 6 7 8 9 40 1 2 3 4 5 6 7 8 9 50 1 2 3 4 5 6 7 8 9 60 1 2 3 4 5 6 7
特
イ4
別
8080

古今口授　切紙口傳條々

一御賀玉之事

天照太神天ノ岩戸ニ閉籠給ヒ時諸神ノ集リ給ヒテ榊ノ上ツ枝ニハ玉ツカケ中ツ枝ニハ鏡ツカケ下ツ枝ニハ木綿奉掛ル榊ノリヲ御賀玉ノ木ト云也是ハ神ノ魂ヲ置ト云儀也是ハ二条家ニハ秘矢テ不云説ナリ然ヲ東ノ家ニ残テアヒ傳ルナリツカ玉ノ木トハ魂ヲ奉掛木ト云儀ナリ是三種ノ神器ノ儀ナルニヨツテ秘スル也尭孝説鳥柴ヲ云トアリ鳥ヲ舟ル木ナレハ魂ヲ置ト云意

古今口授

切紙口傳條々

一御賀玉之事

天照太神天ノ岩戸ニ閉籠給ヒ時諸神ノ集リ給ヒテ榊ノ上ツ枝ニハ玉ヲカケ中ツ枝ニハ鏡ヲカケ下ツ枝ニハ木綿奉掛ル榊ノ一ヲ御賀玉ノ木ト云也是ハ神ノ魂ヲ置ト云儀也是ハ二条家ニハ秘失テ不云説ナリ然ヲ東ノ家ニ残テアヒ傳ルナリヲカ玉ノ木トハ魂ヲ奉掛木ト云儀ナリ是三種ノ神器ノ儀ナルニヨツテ秘スル也尭孝説鳥柴ヲ云トアリ鳥ヲ付ル木ナレハ魂ヲ置クト云意歟鳥柴トテ木ノ有冬モ葉ノアル木ノ

一妻戸ニケツリ華之事

是ハ妻戸也昔妻戸ナシトニ作リ花ヲシテ飾リケル也後子細ヲ尋ルニ神璽ノ玉ニ喩テ云此戸ヲ玉ト云ヒ戸ヲハ女ノ陰門ニタトヘテ陰ニ用ヒ花ヲハ陽ニ用ルト天照太神素戔烏尊玉ト劔トヲ取替給ヒヨモ陰陽和合ノ心也陰陽合ハ柔和ノ儀ナリサレハ玉ハカタチ丸クシテ柔和ナル所慈悲ノ意也是則神璽ノ意也是ハ重ク秘説也ト云々ツヽ戸ヲメ戸ト云ハ妻ヲメト讀ニヨツテト

一加和名種之事

是ハ河骨ノリヽ是ヲ實劔ニ喩ルト此草水ニ

メト讀ニヨツテ心

一加和名種之事

是ハ河骨ノリ心是タ寶劔ニ喩ル心此草水ニ生ス水ハ元来清キ物也其上ニ此草ユカムリナク之ル処此劔ノ心ニ叶ヘリサレハ清キ心ノ正直ナルヨリ征伐タ正ノ義寶劔ノ真實ノ儀ナレハ如此イヘリ　抑三種ノ神器ハ鏡ハ正直玉ハ慈悲劔ハ征伐此三ツニテ世ハ治ル也秘事ト云ハ此上有ヘカラス

三島之事

一百千島ハ萬ノ島也此歌嚼ル春ト ハ萬物ノ形色声之心新ルトハ是法住法位世間相常住ノ心ニ我ソフリ行トハ有体ノ身ノ義ナリ此身ハ二度ハ之既リテ改ルヿナクテ古又ル モノニ世界ハ我ト云者ナキ時ハ常住心サレト我ト云物ニ一切喜怒哀樂アルニ依テ終ニ衰老ノナケキモ有也能可悟思之

一喚子島トハツヽ島ノヿ也人ヲ呼ヤウニ鳴也此島春ナケハ春ニ用ルニ遠近ノタツキモ知又山中ハ世界ノタトヘニ一須彌ノ間ニ物ノ高キヿト深キヿヲハ山ニタトフルヿ常ノ習ニオモンハカル処ノ無ハ高ク深キ理也此山中モ同ニコトハリニ遠近ノタツキモニラヌトハ大空寂所也爰ニ更ニ元来遠近高下ノ分別ナシ覓東ナクモトハ不可得心也只自然ニ出サレタル義也是則爾常立尊也只呼出サレテ遠近ノタツキモ侍ルニ呼出スモノハ元物ノ

コトハリヒ遠近ノタツキモシラストハ大空寂
所也爰ニ更ニ元来遠近高下ノ分別ナシ
覚束ナクモトハ不可得心也只自然ニ出サシ
允義也是則國常立尊也只呼出サレテ
遠近ノタツキモ待ルヒ呼出スモノハ元初ノ
無明也能可思量也

一稲負鳥トハ石タヽキノヒ我門ニトハ人ヽ
閉タルヒ陰陽和合シテ九メタル処ノ鳥
トハナツラヘタルヒ神書ニ雞子ノ如シトヽ
意也今朝トハ端的ノ義也風ト雁トハ陰
陽ニテ萬物ニ世ノ造作ナル心也此三鳥ノ
取合テ一身ノ上ニ心得ル義也爰ニ木モ知又
山中ニ覚束ナクモトハ本来無一物ノ無明ノ
所也然ルヲ此無明ヨリ忽然ト人ニ呼出サル、
取ヲ覚束ナクモ呼子鳥哉トヽ忽然トヽ
字注ヲ何トカシテケニト讀也扨生出タル
取ヲハ我門トヽリ戸ヲ出スヲ鳴ナヘニトヽヲ
内外ノ振ニイノ出タルヲ風ニ雁ノ来ルトヽ也
扨百千鳥囀トハ萬ノコトワサヒヒ如此色ノ、
ナレ共世間相常住ニテアル間身カハルトモ
元ノ春ニテ我身古又ル処ヲ新レ共我ヲ古
行トヽ也如此ヒテハ果ハ本来ノ無明ヘ皈也
明應三年七月九日夜口傳之

一三タリノ翁之事
住吉大明神ノ御ヒヒタリトハ三人也
上筒男　中筒男　下筒男三神之御事也

元ノ春ニテ我身古又ハ処ヲ新シテ我ソ古
行トヽ也如此ニテハ果ハ本来ノ無明ヘ返也
明應三年七月廿四日夜口傳之

一三タリノ翁之事
住吉大明神ノ御ーニシテタリトハ三人也
上筒男　中筒男　下筒男　三神之御事也
此哥三首ヲ何レノ何レノ神ノ歌ニタルトハ
ナキニ只三首三神ノ御哥ト傳ル也ハシメノ
かをもをロはとゝもゝをノ御哥ハ身ヲ悲ム義ナリ
ヲーとゝして
二番ノをてゝるなよハのけはやしかのノ御哥ハ心ニ味ヒ悲
ム義也　三番ノおいらくれんとゝ
ゝをゝ門ゝ〜てノ御哥ハ身心共ニ
悲テハカナク云ハ御哥也此三首ハ何レモ愚
而ニハカナク遊ス也意ハ和光同塵ノ義ニテ
世間ト齊キ心ニ此心ニテ慈鎮ノ哥ニ
なの中ハ世ハすてもなるゝハ人中ゝ名ハ世間
意ハ世間ハ愚痴ニモナク正道ニ心得タラハ
タラハ如斯アソハセシ御神ノ悔ノ思ヒ召ヘシ
ト云人間皆迷ヒテ此御哥ノ如クナレハ誠ニ
同塵ノ御心モアラハレ又ハト云義也

古今集之内

一立田川御ゝゝ神社
ハ迦哥の序
一一番の長歌
ハ迦哥の序
一寄象ヲ所ヒソフニ
ハ哥ゝ内侍ノ哥ニハ古今ハ動
勤の為ニ
三番目ハ入ル所ハ三道ノ

一一番の長歌
はゝ延喜の御ふみ
一寄歌して御ひとりつゝみすのく
はゝ要文を内侍ゝ分こけ古今の時ハ勅
勘の為なるもけ分可為分なるよりて
三番目より入り御い道はゝ新古今の人
一ゆつゝしとゝ思ひ今更ゝ歌と云ハ恥し
はゝ延喜の御ふこ思てけ分ゝ世上ハ
対して仔要のんこはを祝すきハ人ハ呪ハ
みきこ
一為よこし内みゝん事さゝ人ようけゝこを
こゝ分
けゝ切紙ゝ中の奥ハ重切紙こけ分誰も
為ゝ事なきハ初ハ以ハ伝さ御ゝ人ハ
奥ハきこけ事分ハ最上の事ハ利解く
可思こはハ拙ハきこ

一わゝんの事ハ定家のゝ分ハ人とゝ事
さゝじ和ハいゝゝんとゝ口傳こはハ時の
定家卿のゝ分ハ事ゝ撰ゝ
はこ御こはハ同しはゝ欠点のゝ分ハ
きこはこゝ事なきハ苦ハ和こまりハせさこハ
其事重ハるゝ分ハ長なゝしはゝ人
こゝかくのこゝ来て和事とゝ勝
日はゝんの字こはんゝよゝ只宗子ハ
そんなゝ分ハ若そはしゝて事はこ御
為ゝ義ゝはこゝ新朝院殿ハゝんこと
はこゝ伝はこゝ為義こゝんとゝ
義理更ハゝしゝんとんゝ和歌の口傳こ
ゝんゝ為ゝ分ゝ天河けゝ分を雑記の事

そんなっ[illegible]若そなはしりてかまこ[illegible]
[illegible]と云義なりと之案新朔院殿ハけそんと
[illegible]と仰られしと[illegible]義こけそんとも
義理更はなしけそんとんはあ誠の口傳こ

一　[illegible]天何けそを雑紙の事
頭は重事にて[illegible]と云ハ父母未生以前の義
[illegible]此[illegible]は一つに[illegible]の[illegible]こ[illegible]ハ神道は絶
の志[illegible]国と[illegible]といひ[illegible]ものこと[illegible]と
[illegible]と日にこ天川と[illegible]天[illegible]島の氣と能と
[illegible]ハ父母を合わ
儀のごとくこ[illegible]の志つくとハ父母の一[illegible]
[illegible]といを来る一物の上は一氣の[illegible]を初て人
[illegible]の義こかくのごとくの[illegible]代[illegible]一増[illegible]て
[illegible]と[illegible]出来て[illegible]事なるを或ハ[illegible]
いい或いうまて[illegible]を行はつまんといいてを
く雑部は事を迷惑神祇釈教[illegible]事
さまハ[illegible]れはとくの[illegible]の[illegible]出来る事も唯を
一物の神は一[illegible]の[illegible]初[illegible]の起[illegible]ハ
雑部の巻頭は[illegible]
[illegible]ハ[illegible]加は口傳の大事[illegible]て[illegible]
[illegible]能[illegible]可秘之也[illegible]一[illegible]の理の[illegible]
の[illegible][illegible]如斯の[illegible]を[illegible]て[illegible]道より
天下を治政を知て体道神道とも知
[illegible]免ひの心こ唐の詩も[illegible]同[illegible]

右秘授二条右近徳四年二月十四日相傳之

一　[illegible]
[illegible]名[illegible]
[illegible]

〜免むのみし唐の詩も是に同し〜

右秘授二条右近徳四年二月十四日相傳之

一永石の比の後流咲よろし山は多いつきなるむ
はす名所と謂は白き仏と義演ては
多はしやみく〜きこえい嶋山の名唯光
陰の移り所をとゝ山いやはしかれくとの
多ゝ月仏山所へきまよわ

一やよやまて山は多ることつてん永世中は仏と
はす名も理の方とおもはす所と思世上は名ま
〜き事しと歌念する所多人のんこけせ
はゝまきいと云はまの所

一川風の涼しもをうあよ仏と云ものは
せは時の多しわさやうよことを仏事みし殊
猪名所と歌のなし中こ

一仏人多て之ゝ仏はれは世は歌なく板数ゝ
もし人と此ゝ多ゝ多ゝ多ゝ多ゝ多ゝ多ゝ
き免しこの歌の所は立すまいけわみち
又教ゝ志ゝ志ゝ志ゝ志ゝ志ゝ志ゝ
又ゝ志ゝ義しいは世上の歌念ゝ中く
人の恨はして実とうけて是世ゝ仏い
私事ゝくなるは吉拙の縁と為の事は理を
歌すべき也

一山里はそそさひしさまさうる人やもをもとなつを
住ゝく幽玄ゝ仏所ゝ吉は花是は時多秋を
春は又ゝ人やもをもとて〜仏所と風仏又類
み〜

一きはよといはよとて〜て乾多川多是て〜やさ
は秋新の所と仏つはまとも詞出はうをう

歌すんきや

一山里はみてさびしさまさるる人めも草もかれぬと思へば

他日く幽玄の風体と書は花見の時分秋を暮よりしてしかれども人もうまてしてしかれども風体又類

み一

一きれよといひしよりとてしてたかの川なをしてしやさ

けれ新の分と風つるきを詞出よりみる

入こ理の説け川のあ世るを定まりてしやく

ひつ月はとといしとうるとよ年百年もあるる

やうよりすみけさまりさを歌とつ一さこ

一いつてよひつ月はかもうかてれしてしてもまくなき

けれかりて法西説こさまるを法西て

ふきこけ分は理の方歌会よりばこれまて

みき事とかとくこ四季をるを同一事なる

ことは歌のおもし如影とこたい詞出よ俗て

咲の歌よ入さてい呂ちなばを

一よりなくさかれ川書之如しし山のこれ業を語り

白分こ論よ分と云かりもうよ立つ事こ

山の外此業をなときこいなくすくまこ

ありくくくなよ論をいつもやよ立こ

一氣こにいるよものるは何の別のるしかよし

女の分よんうるくよめばおうまくかりたこ

論よ歌人の風とよくこ立一樂天詩を

せかをうくおし氣こ論よ死別をも長

よきのこ歌人の意とは人百い多く會者

定離こけ理をもとこ

一しかよの事よ詩る山井れわても人よ別を口ば

佐ぬこは分れなけ分と月はあ長とこい分

みきりのこと說人の意とハ人百ハ多く會者
定離こけ[illegible]とも[illegible]ことこ
一[illegible]もの事ハ淵る山井ハ[illegible]ても人ハ別[illegible]
佐[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]と[illegible]
[illegible]と[illegible]ハ[illegible]
事[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]
而[illegible]
一[illegible]
風俗のかし幽[illegible]
こと[illegible]ハ河ハ出して[illegible]
一唐衣きし[illegible]
け理說ハ拙ハ會[illegible]
け[illegible]
心こ說事ハけ月[illegible]
一[illegible]
け[illegible]
け理ハ[illegible]
一是[illegible]
風俗[illegible]
雲ハこと[illegible]
思ハ[illegible]
一[illegible]
人の[illegible]
[illegible]
一[illegible]
け[illegible]理ハ說白[illegible]
[illegible]
心[illegible]ハ[illegible]
[illegible]

人のもとへ（ものを）ものしたりける歌ども代々集の
なかに出たり

一誓願寺に詣でたりける法師ども
けふ理は説白し一人くに歌と歌答をしること
なり行要に如此なれは人はうしはるさこれ
いかに此歌はなれとこなるさかりにて人くの上を
始と此歌は自身のことと歌して喊るう
何も同じいとくけ理をそなへ

一花もつ人をけるよりなれまいつまをさまよ恋んとの
風俗こもかり哀なる歌こん姿まよりこと

一人丸吉野山の花とやとしうみ歌の詠歌切紙
明應三年九月九七日傳受ゆるけ切紙
不執之於二首之歌は前のとの子種は歌を元
分明歌

一東紀口傳は恋歌は初は歌は歌を三首てけて
入られ事貪瞋癡の三毒よりてへらること
初の三いてれ歌は恋さ〳〵ますをとつるくかとて
志まは貪欲義こ二番目のうて孫の歌は恋
初てきこは恋いるいるこ恋は聴恵こ義のこの
まるは恋の場をうみ歌恋を恋恵義こ
いとを見ての歌は恋をうるとする愚痴なる
るまい是歌癡のいこるはりは三首なる迷は
心のをとる義こ一身のを万れこは事をとうち
をををんこはは歌を三首なるへへこけ代を
紙ものは不傳義流て相傳ヒこり

一花つみと仏ますは昔は花つこ石塔と云て
寺の北は出てるはなとの根は拾いて石塔
拾いて塔をこ供養志ル歌こ此事今も
時まも志るへきるまて明こ門裏花人和

そうそうせんさいの法代家を三首おくりへ入しけ代を
紙ムうりハ不傳義儀を相傳ヒ云り

一花つみとかすハ昔ハ花つと石塔と云て
寺の中ヨ出てゐ日なとの根ヨ植して石塔
指して塔を之供養志ル新し此事今ハ
世ともいふるしきりて切こ門裏花入和
ハ今も志ゆつこ其日の導師の教化ヨハ
行基菩薩の家を頭とそうり基并ハ家云

そこ之ゆえ八十五をへて給りて
ちかさめしこりそそもうす新
生ものハツつハすつきあるまよけや
新世もかけやいハしりつみをむ

諦之ヒハ明應六年十二月十五日西殿在
キを写をせ

一流きてハ妹背れ山の中ヨ北家古今一新の心
世ヨて果こ所こ久人間永人のこすも是
そそそそこ所こ想て一部何乃家をとても
うゆ世代中ヨてこ丈人間ヨ為すハ陰陽
をうけて生来きハ生うう生るおを教ヨむ
まて世鳴頻のいみきものけんや況や人
又てうき世こ生まんさやさまハ恋の死
果こ所ものこ後ゆ々の家ヨ

恋死ハ人ハうゆとるるこ
ものけうきもこまちそそ世
世流きてハの家世義をハれてよまきうこ
豊新ヨ傳ることけ事を紙ヨうこ所ヨこの
こそくこそそく紙うけ家を古今ヨ初後を
多所ヨ年の間ヨの家を初うてけ家を後ヨ
すこ所こ其意ハ百事世間ハうゆ世中ヨて
果こ所ものこ所ものこ所ものこ所ものこ

老人ハ人にうたへたまふへし
あつかひしきも之遣ちうそくし候
此流まてハの哥此義を以てよまれ侍りし
豊蘆なとに傳へし此事を紙にのせ侍りこの
ことくをふく絶まりけ歌を古今此御後を
多候時年の内にの歌を初うして此歌を後に
すへし其意ハ當事世間ハしらや世中にて
果さ候栢しかくのことくといふハ尭孝方の説なり
東殿にハ此をもすてさせ候し雖然賀茂の
社の姫小松の歌を後にするし其意ハ世后ハ
又税事をやめすまへハ此を出後の歌となる
らしや

一 高砂住の江の松も相生のやうに覚えと
此ノ不離也ゆやそハ口傳也やそハ文武帝を
高砂の松に譬延喜帝を住の江の松にたと
譬也ゝハ唐の丁固と云八天下此宰あらしに
義に独に松生つとみるにうつる候に十八
ふして公の位に成給ひしと合をもつかやまさ
さるとおもふしくり松を君にたとへまいらさて高
砂住江の松に多くたとへ奉りしこといふとも高砂住
の江にハそうふ歳候て相生と申ふんハ尭孝し
ふハ文武人丸合体として歌道を再興給ひて
萬葉を撰し給ふことくに延喜帝と貫之と
合体して古今を撰候事同じ事なりとの義を
以てあまのやうに覚へとまて両帝同御事と
との義也

右秘授文龜二年四月廿二日御口傳也

萬葉を撰しは近衛帝の賞之と
合作をて古今を撰ぶ所年月をなぶるの義を
ハてはものやうを見へと云て西帝門院事
ヒの義こ

右秘授文龜二年七月廿二日御口傳也

内外口傳哥共永正四年三月二日
廿七首口傳ッ兼也条点ハ西風体
可然ニ出ス哥也

一桜花咲ほこりしも是曳の山れひとしも白雲
此哥ハ晴の哥れ休也更ほ色別儀ちとて
出ッしさけ高く類なきや

一枝ちりもいつよ散ちとまハ歳ても水の流ちとて
是ハ延喜崩御後の哥と云ほそハ理の言れ
哥ハ人丸生ッ死門ほ趣如此記す歟
哥ほんの性きこさきと哥人ハ物とよく念記
すべきも

一立田川紅葉みなきてなる色ッ又立田川紅葉
なッて神ないのけ二首古今れ初と云事
人丸文武の御師ニ為て君も臣も為ニ合こ
いふ説哥ニいハ君ハ紅葉ニ云れてなる御色ッと
御ッ人丸ハ和歌なる神なひのとすもこれを
ひとくしてけ色をもて御ふ和歌を哥ほ
儀こさて又賢くハ延喜の御師ほ為て古
今を選ッ事ほ文武人丸の居臣の為ニ合
ハ御ッこと延喜の御時ほ立田川紅葉ッく
神を月時雨の雨をそて此きッて此御ッさ
神を月の時雨そて此きほてるとハ延喜の御

今を慰る事なり文武人丸の居所の名合
ふ所なることし延喜の御時は立田川流れて
神なび月時雨の雨をそそぎ紅葉うつして
神なび月の時雨とそ云ふ延喜の御
ゐ神なびとは時雨といふ花はるゝと
ゐ貫之のゐ前の文武人丸の歌ハ二首とも
其ゐ所ゐを此歌ハ一首とも延喜貫之作
意をゐてゐるをとを古今の温鶯とゐふ
如斯上代も君臣為と合又ともをうちつきて
延喜貫之合体して此集をゐれさるゐ所と
儀ゐ

一土佐日記の中の今上とあるハ文武天皇御事なり
為道のゐ御事の時人丸の自讃の歌神なびの
為をとりまとゐ其儀和歌と又延喜帝貫之
此道御事の時自讃為より梅花咲よりしの
為をとりし所御所と為をとりよりて此
集ゐれをとゐ延喜之年より四五年ハ成
就なり然ハ此集土佐のわ傳切紙とゐ所紙
寸法定り七二束為の中東の家ハ少短り
せもの事ゐ就之子細ハるきゐ

一切紙所應三年八月二日相傳之
るきゐ

一大方ハ用ゐも先て此ゐのつとをゐ人の左と為ものゐ
此世りれゐゐゐゐ心ゐ左も此歌乃なゐ月を
紙くてゐ光とのゐてかくゐゐかゐ所れてゐる
ゐ流ゐゐ為ゐ

一風のゐ所ゐ定や聲ハ此ハ来ゐ所ハ此ゐ

一大方は男女共に一生に一度のつとめ人の為とおもひ
はせ申し候はいとゝ心之をもはかり乃ち月を
御くてい花とおもひてかくこゝにかゝれてゐる
おう御ほんを示す

一風のようなる定女等は出来もつかぬ女つゝ
動かれんうみくらのみきいこおうもかぶ
ゐるとゝ以ても九分為を観を又人は凡大
女婦定つかりよう（いたりは用もつかをとい
かくのごとくくとゝもは悟いんともさつ
おりを喜悲いを観する意こ

一分はすてしんをさまもまさし拵はいうはゝとく
為をくをくをくはい拵悟ちとこゝは為は四
大分散すまをく金剛の心那のはい度は不
動こは理をおりくとこ前は示は為はをうき
事をは分はは事をなり

一市のようなる名はいうはは露をはるみ風はは
眺望の分こ滅はもちるく万象拵の凡俗をう
もてはは仰ゝをををくを拵類の分こは分拵
人のはもつ女分こをは拵の凡はんとう考事行
要こ

一はくをはは業のかをう系統頼っをもを
をは紅系をもする分こ理の意は人居の所をわは
かゆゝは手をみ凡（をこ与衆の事も月化祝
疎をは次ゝ（て悟（隠）眠のはをおつをや室ゝ
口傳

又口傳在之哥

一なるまては姉花の山の中は高っ吉野の川の　世中
此分を再はのそて也此口伝をゝ細をは

又口傳在之哥

一なまてハ姥捨の山の中よりあらはれいでしかの月のよ
　世中
　此哥を再しのそて也此口傳を不知之口傳とハ
　ハそけ方古今一部の肝
　心なり此ハを何事もよ世世中をそなて
　ハ所あのこけ心をよくく覚とよ所利
　以上二十七首

四應九年八月上旬受宗祇法師口傳之右ハ
常縁自筆書写之相傳之書也猥不可有他
見者也

三条西殿御判

文亀三年四月十八日御口傳切紙御傳授之時
以御自筆御本書写之早

一神延いの哥と云事哀ハ笑ひ哥ことし裏のんハ
　心中はさとりこ人くハ理と悟ハ時を為ハ事理自在なる
　也此付ハ進退自由こその自由所ハ也きして神ハい
　とかなこ
一ものくるしの四の事僻案し侘可ハ也
一真名序ハ若文春雪ハ十しそもと表ハ也
　口傳ハさまりハとしもし
　右別宗祇ハ在の口ハ之ま)ハハ此とハ也
　を名序ハ一の秘事こと云ま
右四應三年七月廿七日依尋授之

一拾遺連哥ハ　流俗めとハハ哥と掛れ
　此流俗口傳ハ尋常しハ也
一同附句ハ　論をハ(まものよろをる

右明應三年七月廿九日 依尋授之

一 拾遺連哥ニ 流俗のこゑハけうとく掛れど
此流俗口傳ニ尋常とよむや

一 同附句ニ 誠をすつる ものよろこひける
此説實ハ口傳ニハ人ハ物をよむなり

右以上七箇ハ壽峯口傳也

又真名序讀曲口傳

若夫春鶯之囀花中秋蝉之吟樹上ニ、
孝經ニ云若夫ニ、 此古今ハ真名序も、
此文にまてよみならへるハ是をかくる時ハ
若夫春鶯之囀花秋蝉之吟樹上也彰よむ也
其之是家の義に又若夫をわりきと不識
若夫春鶯之囀花中秋蝉之吟樹ニと此点の
ごとくよむも理ありて聞ゆれとも此ごとくは若の
字を返してことさらにかくよむ心もよろしく聞え付て
事はあれ点と同し意ニて吟味すへし
さまれハかれとハ更に吟すなからもおもしろき
作れハかれとよむ説あこされ是かれとよむこと
わきまへハけうとけ候西殿の御物語りて

一 乞食之客以此為活計之謀故此乞食をきつ
ゑくとよみ謀の字をよしとよむへし

一 半為婦人右 此右と云字をさけてよむ心の
便の意なるへし

一 太丈夫がよりて匹く也 何も男と云意
なるへし 是も西殿の御説に付右のやうにて
云を祇にしるさハ云さと云義に右の
字をさけとよむ意ハ婦人なとのかは
かいとなりてわくてぬと云義なり太丈夫とはは
よきかなるたの太丈夫の人丸なとの前よハまくみ

一伊勢之宮川之謂故此名付事

一半島婦人右此石之名付事

便の義なり

一太夫なりて遍く也何も男と云義

なり　世と西殿の伊説と付右ハ

石を祇とし石を敬と云義と右の

字をこすけとなむと云ハ婦人なるものの

いとなりてわく也と云義なり大夫といハば

ますらをなり太夫の人丸なとの前よハすく み

かきと云義

右明應三年七月九日尋傳之

一祇石僻案と名付事面白の事方を早下て

書と裏よハ世るの人古今をもつて甚作り

くわをくの事と云を世に義と又ハ

口傳をそなへ時代とよりさるとの理の説の事

なり

右明應三年八月十六日口傳也

一なりの伊門を又武と云ハ人丸ハ伊門より別事

なりの事伊師能なり忘れなりと云ハ

古の事と神代又昔なといふことくよみなり

いなり　一代されそなまとハ

唯してハ又なりもりよわ

一祇石古今三名序を都流ハ不用と云事ハ

應ハよハ奥よ古品縁なよハ一向なし又京の

伊門百家集と選いなり自爾以来所歴十代

数迄百年と云事方なり帝麦ハ又武

唯しては文字ある計りにや

一 祇云古今ニ名序を当流に不用ことは貫之、
應ずれバ奥にある目録ずれバ一向なし又京極の
御門万葉集を撰ハる小自爾以来時歴十代
数過百年とあるに不分明帝者ハ文武歟
如此両説に依名序ハあり文武にあて
万葉ハ聖武也叡の御遺り何なるハ皆指つ
れし両流に用ハ奏覧と云ふ名序ハ不用
用之と云々

一 真名序ハ紀長谷雄作之其子紀淑望にゆづ
らる事ハ淑望ハ貫之か弟子を偽る此人か
作分にあつとハなり此事家祇に侍るを
日更不知事之又紀長谷雄と淑望ハ父子に
ありてなど唯序ハ淑望作つまてや

一 真名序にも食客者ハ三方沙弥頭陀して
人の門外に立て人の参らくを哭て託陀も
まゐして分ちまして
　　珍らかハ行しとてもはえてし外
　　孫ハ云ひとも言ぬれむ
此事をうけ御や又物外殿の哭出にあるさゝをと
いふ

一 色紙先のむちと云事大日靈貴廿四字とハ
以前先のむちともむし起して日本紀に貴の
字をむちとよむしこゝまハそつかれむちといふ
天照太神在御事をいふ壬生官替任て出こと
　豊前に候之

一 友則　仁明天皇御時嘉祥二年十二月九
六日生而延喜五年九月一日卒五十七

天照太神宮御事之壬生官替任て出
豊前国に流し

一友則　仁明天皇御時嘉祥二年十二月九
六日生而延喜五年九月一日ニ卒七十七
歳ニ、

一紀貫之　清和天皇御時貞観十年戊子ニ生
テ朱雀院天慶九年丙午卒ヒ十九歳

一躬恒　文徳天皇ノ御時齊衡元年九月三日
生テ延喜六年三月三日死延喜の巻時七十歳ニ

一忠岑　陽成院御時元慶七年正月十八日ニ
生テ天慶二年九月三日卒歳五十七歳朱雀
院御時四十歳ニテ　御門ヘ被召出其ヨリ以
前ハ泉大將定國ノ隨身也

右古今傳授唯授一子之秘
匣猥他見不可免尤非有其
器而不可傳授者也於相背
者和歌　三神之御罰可蒙
者也聊深秘而不可出臆外
也

山城権介藤原利有
多田兵部源道海
相樂松詛洞
桃州

右古今傳授唯授一子之秘
匣猥他見不可免尤非有其
器而不可傳授者也於相背
者和歌　三神之御罰可蒙
者也聊深秘而不可出牕外
也

山城権介藤原利有
多田兵部源道海
相樂松詠洞
桃列